

静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程

平成20年1月18日 規程第133号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的資金等を原資とする研究費等（以下「公的研究費等」という。）について、適正に運営・管理するために必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理に関しては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(公的研究費等)

第3条 この規程において「公的研究費等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を原資とする研究費等
- (2) 運営費交付金の対象となる研究費並びに地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金
- (4) その他本学の責任において管理すべき研究費等

(責任者及び権限)

第4条 本学における公的研究費等を適正に運営・管理するために、次の各号に掲げる者は公的研究費等の運営及び管理に関わる責任者（以下「責任者」という。）としてそれぞれに掲げる責任を負うものとする。

- (1) 学長は、最高管理責任者として本学全体を総括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 副学長は、研究活動適正運営責任者として、公的研究費等に係る研究活動の運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- (3) 大学事務局長（短期大学部においては短期大学部事務部長とする。以下「大学事務局長（短大部事務部長）」という。）は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- (4) 薬学部長、食品栄養科学部長、国際関係学部長、経営情報学部長、看護学部長、薬学研究科長、生活健康科学研究科長、国際関係学研究科長、経営情報学研究科長、看護学研究科長、環境科学研究所長及び短期大学部部長（以下「各部局長」という。）は、部局責任者として各部局における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。

(公的研究費等の管理)

第5条 公的研究費等は、税金その他企業等から教育研究活動の支援のため受け入れる研究費等であり、その目的に則り使用する義務があるため、常に適正な管理を行う。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、常に高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、責任者の指導等に従い、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(事務職員の責務等)

第7条 事務職員は、専門的な能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効

率的な業務遂行を目指した事務を行わなければならない。

(公的研究費等適正管理推進委員会の設置)

第8条 本学における公的研究費等不正防止計画を推進し、公的研究費等の適正な運営及び管理を図るため、本学に、静岡県立大学公的研究費等適正管理推進委員会（以下「公的研究費等適正管理推進委員会」という。）を置く。

2 公的研究費等適正管理推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者（学長）
- (2) 研究活動適正運営責任者（副学長）
- (3) 統括管理責任者（大学事務局長（短大部事務部長））
- (4) 部局責任者（各学部長）
- (5) その他学長が指名する者

3 公的研究費等適正管理推進委員会の事務局は、大学事務局教育研究推進部産学連携室に設置する。

(公的研究費等不正調査委員会の設置)

第9条 本学における公的研究費等に係る不正の調査及び不正に関与した研究者の処分方針を検討するため、本学に、静岡県立大学公的研究費等不正調査委員会（以下「公的研究費等不正調査委員会」という。）を置く。なお、公的研究費等不正調査委員会の運営等に係る事項については別に定める。

2 公的研究費等不正調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 大学事務局長（短大部事務部長）
- (3) 関係部局責任者（関係学部長）
- (4) その他学長が指名する者

(公的研究費等不正防止計画推進センターの設置)

第10条 本学に、静岡県立大学公的研究費等不正防止計画推進センター（以下「公的研究費等不正防止計画推進センター」という。）を置き、不正防止計画を策定し、本学における公的研究費等の適正な運営及び管理を図る。なお、公的研究費等不正防止計画推進センターの運営等に係る事項については別に定める。

2 公的研究費等不正防止計画推進センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局総務部長
- (2) 事務局教育研究推進部長
- (3) 事務局総務部総務室長
- (4) 事務局教育研究推進部産学連携室長
- (5) 事務局教育研究推進部調整室長
- (6) 短期大学部事務局総務室長
- (7) その他学長が指名する者

(改善策の策定、実施及び実施報告)

第11条 統括管理責任者は、本学において不正を発生させる要因があると認められる場合には、本学全体に起因するものと各部局に特有のものに分類し、部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。

2 部局責任者は、改善策の策定及び実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認められる場合には、最高管理責任者に報告するものとする。なお、報告内容が不適当と認められる場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

(相談窓口の設置)

第12条 本学における公的研究費等の使用ルール等に関する本学内外からの相談を受け付け、効率的な教育研究活動を支援するため、本学に、静岡県立大学公的研究費等の使用ルール等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署に設置する。

- (1) 事務局教育研究推進部産学連携室
- (2) 事務局総務部出納室
- (3) 短期大学部事務部総務室

(通報（告発）窓口の設置)

第13条 本学における公的研究費等の本学内外からの通報（告発）を受け付けるため、本学に、静岡県立大学公的研究費等の通報（告発）窓口（以下「通報（告発）窓口」という。）を置く。

2 通報（告発）窓口は、次の各号に掲げる職に設置する。

- (1) 事務局総務部長
- (2) 短期大学部事務部総務室長

(物品検収センターの設置)

第14条 本学における公的研究費等を原資とする研究業務等の遂行のための物品購入等の発注及び検収に係る事務を適正に実施するため、大学事務局（短期大学部においては、短期大学部事務部総務室とする。）に、静岡県立大学物品検収センター（以下「物品検収センター」という。）を置く。なお、物品検収センターの運営等に係る事項については別に定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月18日から施行する。